

議案第 20 号

東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例

東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年板橋区条例第 17 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定するセンターを利用することができる者に係るこの条例の施行の日前に生じた旧条例第 6 条の規定による使用料等、旧条例第 12 条の規定による利用料金及び旧条例第 13 条の規定による損害賠償の義務については、なお従前の例による。

（提案理由）

高齢者在宅サービスセンターを廃止する必要がある。